

高等学校等就学支援金・減免制度・奨学制度（平成 29 年度入学生の場合、主なもの）

(1) 高等学校等就学支援金

保護者所得に応じて、在学中 36 月につき国が就学支援金を支給。ただし、保護者所得が基準額（市町村民税所得割額 304,200 円（年収 910 万円程度））以上の場合は支給されない。

(ア) 月額 9,900 円。

保護者所得により加算あり。上限額は授業料月額（17,000 円）。

(イ) 申請 事務室へ申請書類一式を提出（新入生は入学時と 6 月の 2 回）。

(ウ) 支給 学校が代理受領し授業料に充当。

(2) 鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金

学費の負担が困難な生徒の授業料、施設充実費を減額免除（県補助あり）。対象は、市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯、児童福祉施設から通学の生徒等。県外出身者の申請も可。入学後、学校より通知（4 月下旬予定）。申請書等を学校に提出。

※県外出身者…同様の制度を実施する自治体あり（申請案内は 6 月以降）

(3) 鳥取県高校生等奨学給付金

保護者の市町村民税所得割額が非課税、または生活保護（生業扶助）受給世帯の生徒に対し、世帯構成等に応じて年額 52,600 円から年額 138,000 円を支給。

※保護者が鳥取県在住…学校を通じて申請。（学校より通知、7 月予定）。

※保護者が県外在住…在住の都道府県窓口で各自申請。

(4) 本校独自の奨学生制度

向学心を有し素行良好で本校奨学金規定に該当すると認められた生徒に、授業料等学費の一部を学校が支給。

(ア) 奨学金の額（月額）

S 奨学生 37,000 円（授業料、施設充実費、教育振興費）、A 奨学生 15,000 円（施設充実費）、兄弟姉妹同時在籍 10,000 円。

いずれも、平成 29 年度入学者が入学年度に奨学生決定の場合の金額。

なお、奨学金額は高等学校等就学支援金およびその他減免等の受給状況で変動の場合あり。

(イ) 申請 事務室へ申請書と誓約書を提出。誓約書は毎年提出。

(ウ) 支給 授業料等学費のうち対象となる費目に充当（ただし、高等学校等就学支援金およびその他減免等の適用を優先）。

(5) 鳥取県育英奨学資金貸与制度

月額 30,000 円（自宅通学）または月額 35,000 円（自宅外通学）を 3 年間無利子貸与。

貸与終了後 15 年間以内に分割返還。入学後、学級担任より通知。学校を通じて申請。

(6) その他の修学支援制度（各市町村等）

母子父子寡婦福祉資金（鳥取県）、生活福祉資金（市町村）等。